

# ○建設職人基本法埼玉県計画HPに掲載するコンテンツ（リンク集）

## 【労働災害（事故）発生事例】

### ・職場のあんぜんサイト（労働災害事例）〔厚生労働省〕

[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pg/SAI\\_FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SAI_FND.aspx)

**職場のあんぜんサイト-労働災害事例** 1/1 ページ

厚生労働省  
職場のあんぜんサイト  
働く人の安全を守るために有用な情報を発信し、職場の安全を促す。安全が元気になる職場を創りましょう。

労働災害統計 | 災害事例 | リスクアセスメント実施支援システム | 安全衛生キーワード | 化学物質

**労働災害事例**

死亡災害や重大災害などの事例について、発生状況や発生原因そして対策をイラスト付きで紹介しています。

検索 [検索] → 使い方

業種 → [建設業] (▼)  
事故の型 → [墜落・転落] (▼)  
起因物 → [指定なし] (▼)  
キーワード → [指定なし] (▼)

さらに絞り込む(発生要因)

物 [指定なし] (▼)  
人 [指定なし] (▼)  
管理 [指定なし] (▼)

労働災害事例更新状況

|                    |
|--------------------|
| 令和2年9月25日追加分(19件)  |
| 令和元年7月24日追加分(15件)  |
| 平成31年4月24日追加分(10件) |
| 平成30年12月4日追加分(13件) |
| 平成30年7月7日追加分(20件)  |
| 平成29年9月14日追加分(29件) |
| 平成29年6月1日追加分(20件)  |
| 平成28年4月1日追加分(24件)  |
| 平成28年2月1日追加分(11件)  |
| 平成28年1月1日追加分(24件)  |
| 平成27年2月1日追加分(20件)  |
| 平成27年1月1日追加分(24件)  |
| 平成26年4月1日追加分(13件)  |

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\_pg/SAI\_FND.aspx 2020/12/0

**職場のあんぜんサイト-労働災害事例** 1/2 ページ

**鋼製橋梁の建設工事で、橋梁下部に潜り込みつり足場の作業床を解体していた時、作業床の下を流れる水深3mの川に落水し溺死した。**

**発生状況** 橋長35mの鋼製橋梁の新設工事において、4名の作業員で橋梁下部のつり足場の解体作業を行っていた。被災者は橋の下部に潜り込みつり足場の作業床を解体していたが、作業床の開口部(0.7m×0.9m)から下を流れる水深3mの川に落水した。1.5時間後落水箇所から100m下流の川の中から発見されたが、落水により死亡した。

**原因** この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。  
つり足場の解体作業において、労働者の墜落災害を防止するための落下防止柵の設置等の措置が実施されていなかったこと。また、川への落水などによる溺水を防止するための労働者のライフジャケット(救命胴衣)着用のための対策が講じられていなかったこと。

**対策** 類似災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要である。  
墜落災害を防止するための落下防止柵の設置及び移動時に安全帯を掛け替えないよう柵網を連続させる等、つり足場からの墜落災害を防止するための措置を講ずること。また、川への落水などによる溺水を防止するため、労働者にライフジャケットを着用させ、落水に備えて救命浮環などを現場に配備すること。

|                   |                                      |
|-------------------|--------------------------------------|
| 業種                | その他の建築工事業                            |
| 事業場規模             | 5~15人                                |
| 機械設備・有害物質の種類(起因物) | 足場                                   |
| 災害の種類(事故の型)       | 墜落、転落                                |
| 建設業のみ             | 工事の種類<br>災害の種類                       |
| 被害者数              | 死亡者数：1人 休業者数：0人<br>不労者数：0人 行方不明者数：0人 |
| 発生要因(物)           | 防護措置・安全装置の欠陥                         |
| 発生要因(人)           | 職場的原因                                |
| 発生要因(管理)          | 安全措置の不履行                             |

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\_pg/SAI\_DET.aspx 2020/12/07

### ・工事の安全対策（工事事故 事例集）〔国土交通省〕

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000013.html>

参考資料

## 工事事故 事例集

令和3年4月から令和4年3月までに発生した事故の事例を発生形態別に分類した事例集です。

類似事故を防止するため安全教育資料としてご活用下さい。

なお、本事例集で紹介している再発防止策は、発生した事故を受けて現場状況を踏まえて立案された内容であり、その全てが法令・基準等において実施すべき内容として定められているものではありません。

関東地方整備局 企画部 技術調査課

**【事故事例】掘削作業中に既設側溝の側壁が落下し作業員が負傷**

工事種別 アスファルト舗装工事 事故発生日 令和2年4月21日 気象条件 晴れ

**■事故概要** 労働災害-資機材等の落下や下敷きで負傷

・被災者は掘山内において、管路工事に伴う基礎掘削及び土留め準備作業を行っていたところ、官民境界側にあった既設の現場打ち側溝（無筋コンクリート）の側壁が崩落し、被災者の下半身に落下し負傷した。

**■事故発生状況**

事故状況図 事故状況詳細図 被災者

既設した側溝の側壁 官民境界 官民境界 車絡機作業箇所 (G1-1.46m)

**発生要因**

- > 既設構造物の調査・確認・検討の不足  
既設側溝の現地調査が不足していた。また、既設構造物が近接する場合は地盤のゆるみ、沈下、埋設物の確認、移設等の施工設計がなかった。
- > 作業手順書における掘削・土留め作業の記載不足  
既設側溝等の構造物がある場合の作業手順について、掘削・土留め作業手順書に記載がなかった。
- > 思い込みによる作業  
既設側溝の状況は前日までの施工実績から構造物や地盤が安定している状態であったことと、既設側溝の側壁と底版が一体化していることについて思い込みで作業していた。

◆本派ならば…

- ・既設構造物に近接して施工する場合は、影響度合（掘削・崩壊）を十分に配慮してから施工するべきであった。
- ・作業手順を作業手順書等に明記するべきであった。

📌 関係法令等：土木工事安全法（技術設計 第2章 第10節 現場管理）

**再発防止策**

- > 既設構造物の調査・確認・影響検討の実施  
掘削の再調査を行い、調査が不可能な構造物を含め既設近接構造物が存在する箇所の見守りについて検討する。既設構造物付近における施工方法や現場施工時に変更が生じた場合は施工設計を実施する。
- > 施工計画書における掘削・土留め作業の適切・点検の実施  
土留め等の保安対策の整備基準・方法を施工計画書に適切に記述する。
- > 近接構造物への対策を含めた土留め等についての作業手順書への適切  
既設側溝等の近接構造物がある場合は、土留め等保安対策を行う際の掘削深さや手順を明確にし、作業手順書に適切に記述する。
- > 思い込みによる作業への対策  
【地山の掘削・土留め支援作業主任者】を1名増員し、2名体制で掘山の監視を行う。

15

○建設職人基本法埼玉県計画HPに掲載するコンテンツ（リンク集）

【ヒヤリ・ハット事例】

・ 職場のあんぜんサイト（ヒヤリ・ハット事例）〔厚生労働省〕

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/hiyari/anrdh00.htm>

・ 建設現場の事故防止等のためのヒヤリ・ハット事例等の共有〔国土交通省〕

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk2\\_000107.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000107.html)

**鉄筋工事におけるヒヤリ・ハット5箇条**

- スラブ上歩行時は足元に注意！  
作業通路にはたとえ短い材料でも置かないよう、資材の整理整頓を行う。足元に注意し、メッシュロードを固定して敷く等の対策をとる。
- 強風による倒壊・落下に注意！  
転倒防止の筋交いをする等、強風による倒壊に注意する。飛散防止ネットを使うなど、落下しないような対策をとる。
- クレーンの操作は細心の注意を払う！  
オペレーターは、合図無しに勝手に操作しないようにする。また、吊り荷から目を離さない、付近に作業員がいない事を確認することを心がける。
- 差し筋をまたぐ際に注意！  
つまづいたり、ズボンの裾がとられたりするので、材料の運搬中等の動きが制限されている状況で差し筋をまたぐ時は気を付ける。
- トラックでの資材運搬時に注意！  
材料の乗せ方が悪いと予期しない事故の危険がある。積み方を工夫したり、資材の固定をしっかりと行うよう心がける。

**配筋作業中** 事例NO. 1

職人データ  
年齢：30代 経験年数：10～20年

作業内容  
床板鉄筋配筋中

ヒヤリ・ハットした状況  
仮置きした鉄筋につまずき転倒しそうになった。

イラスト

再発防止策  
作業通路、動線を確保し作業すること。  
資材の整理整頓を随時行うこと。

# ○建設職人基本法埼玉県計画HPに掲載するコンテンツ（リンク集）

## 【労働災害防止に向けた啓発】

- ・ あんぜんプロジェクト（「見える」安全活動コンクール）〔厚生労働省〕

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/concour/2020/list1a.html>

応募作品 - あんぜんプロジェクト

1/3 ページ

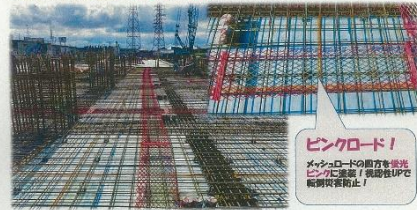
<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/concour/2020/list1a.html>

2020/12/07

### STH 『見える』安全活動

#### ■ 転倒災害を防ぐための「見える化」

**スラブ鉄筋上は「ピンクロード」で作業通路確保し  
転倒災害防止！蛍光ピンク目立ちます！！**



※STH：建設現場の転倒防止

1/1 ページ

#### 転倒防止の見える化



作業所

[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/concour/2020/saitama/AnzenProject55\\_1.jpg](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/concour/2020/saitama/AnzenProject55_1.jpg)

2020/12/07

- ・ 労働災害防止の取組について（災害防止リーフレット）〔埼玉労働局〕

[https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/jirei\\_toukei/anzen\\_eisei/saigaibousi-leaf.html](https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/saigaibousi-leaf.html)

**建設業の首脳へ**

埼玉県内の労働現場での労働災害発生件数（令和4年推定値）

11 → 7

**建設業での労働災害の撲滅を！**

**死亡災害の状況**

令和4年の埼玉県内の建設業での労働災害による死亡者数は7人で、前年より4人減少となっています。

**建設業での死亡災害発生事例（令和4年1月～12月）**

| 番号 | 発生月 | 災害発生のあまし   | 事故の型     |
|----|-----|--|----------|
| 1  | 4月  | 重機を運転して建築物の解体作業中、建屋上部の一部が崩落して重機の運転席を直撃し、その下敷となったもの。                                      | 重機・高所    |
| 2  | 6月  | 戸建での新築現場において、骨組み入庫していた作業員が、骨組み中から段が見えなくなり、当該現場から数分m離れたところで熱中症で倒れたもの。                     | 高所・転落・転倒 |
| 3  | 7月  | 共同住宅の個別設備の取り付け作業に従事していた作業員が、体側の異常を感じ、屋外に出て休憩したため、熱中症で倒れたもの。                              | 高所・転落・転倒 |
| 4  | 8月  | ドラグショベルの清掃のため、キャタピル側（上部鉄骨の下）入り作業を行っていたところ、上部鉄骨が倒れたため、上部鉄骨とキャタピル間に取り付けられた付属機材との間に倒れさせたもの。 | はたき・骨格圧迫 |
| 5  | 10月 | 2階建て住宅の外壁塗装工事に従事していたところ、約6mの高さから墜落したもの。  | 墜落・転落    |
| 6  | 11月 | 住宅の外壁等改修工事に伴って、屋上で作業中に高さ3.6mの位置から墜落したもの。   | 墜落・転落    |
| 7  | 11月 | 戸建住宅の改修工事に伴って、外周足場から墜落したもの。  | 墜落・転落    |

労働災害を撲滅するためリスクアセスメントの実施を徹底しましょう！

建設工事では、**墜落・転落災害**・**飛来落下災害**・**機械災害**・**転倒災害**の防止を4つの重点として、労働災害防止対策に取り組みましょう！

**4つの重点**

- 墜落・転落災害
- 機械災害
- 飛来・落下災害
- 転倒災害

詳しくは裏面をご覧ください！

Safe Work SAITAMA 埼玉労働局 (<https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/>) ・ 労働基準監督署

**墜落・転落災害防止対策**

- 高所での作業には、足場等により作業床を設け、墜落防止用の囲い、手すり等を設けましょう。ハーネス型安全帯の使用に努めましょう。
- 作業床を設けることが困難な場合には、緩衝を設置し安全帯を使用しましょう。
- 屋根、建物の解体や修理、ソーラーパネル設置など、短時間で終了する高所作業の場合には、緩衝と手綱（安全ブロック）を使用しましょう。
- はしごを使用する時は、上端と脚部に転倒防止措置を講じましょう。また、昇降時は緩衝又は安全ブロックを使用しましょう。

**機械災害防止対策**

移動式クレーン・ドラグショベル・高所作業車・鉄骨切断機等の機械の使用時には、

- 転倒防止措置を講じましょう。
- 資格のある方に作業をさせましょう。
- 作業者との接触を防止するため作業半径内の立入を禁止し、やむを得ない場合には、誘導する人を配置しましょう。
- 特定自主検査等の法定の定期点検を確実に実施しましょう。

**飛来・落下災害防止対策**

- 上下作業は原則として禁止しましょう。
- 物体が落下する危険のある箇所は、防網などにより立入禁止としましょう。
- 材料等の落下防止には、つり綱・つり袋等を使用しましょう。
- 上方で作業を行っている場合には、下の労働者に保護網を使用させましょう。

**転倒災害防止対策**

- 4S（整理・整頓・清潔・遵守）活動を実施しましょう。
- 床面・通路は、くぼみや段差がなく滑りにくい構造とし、水たまりや雪・氷は除去しましょう。
- 通路・階段・出入口に物を放置せず、階段には滑り止めや手すりを設けましょう。
- 置物は、滑りにくく安定したものを用い、走らないことを徹底しましょう。
- 冬場の積雪・凍結による転倒・交通事故を防止しましょう。

「Safe Work SAITAMA」（セーフワークさいたま）について

埼玉労働局では、「Safe Work SAITAMA」（セーフワークさいたま）をキャッチフレーズとして、平成30年度より「埼玉県13労働災害防止推進」に取り組んでいます。「Safe Work SAITAMA」ロゴマークは、労働災害の防止などを目的とする場合には自由にご活用いただけます。詳しくは埼玉労働局ホームページ（<https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/>）をご覧ください。

Safe Work SAITAMA 埼玉労働局 (<https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/>) ・ 労働基準監督署

# ○建設職人基本法埼玉県計画HPに掲載するコンテンツ（リンク集）

## 【労働災害防止に向けた啓発】

- ・建設業の一人親方等に対する安全衛生教育支援事業のご案内〔建災防〕

[https://www.kensaibou.or.jp/safe\\_tech/single\\_master/index.html](https://www.kensaibou.or.jp/safe_tech/single_master/index.html)

建設業の一人親方等に対する安全衛生教育支援事業のご案内

**事業紹介**

建設業においては、いわゆる一人親方等も労働者と同等な作業に就いており、労働災害と同様に、業務中の災害も多数発生しています。一方、一人親方等は、労働安全衛生法では保護対象とされており、この結果、安全衛生に関する基本的な知識を得づける機会が得られていません。

このため、厚生労働省では、一人親方等に対する、業務の特性や作業の形態を踏まえ安全衛生に関する研修会の実施、建設現場における技術指導を派し、一人親方等に対する安全衛生に関する知識習得等を支援する「建設業の一人親方等に対する安全衛生教育支援事業」を実施し、建設業労働災害防止協会の協力を活用いたします。

労働災害防止団体法に基づき設立された、建設業労働災害防止協会が従来おこなっていた安全衛生管理のお手伝いをいたします。この事業は、当協会が厚生労働省の委託を受けて実施するもので無料です。この機会に、ご利用ください。

感染症拡大防止の対策をとりながら、支援活動を行ってまいりますので、何卒ご協力はどうかお願いいたします。

今後の新型コロナウイルス感染症等の状況によっては、現場技術指導や安全衛生研修会の自粛あるいは、延期をお願いすることがありますのでご了承ください。



**建設現場における一人親方等に対する技術指導（現場パトロール）のご案内**



**安全衛生教育研修会のご案内**



**建設業の一人親方等を管理する事業者のみなさまへ**

> PDF [3MB]



**建設業の一人親方等のみなさまへ建設現場の災害をなくしましょう！**

> PDF [3MB]



**建設業の一人親方等に対する安全衛生教育研修会**

> PDF [403KB]

**厚生労働省：一人親方等の安全衛生対策について**

労働安全衛生法改正で、作業を担い自覚する一人親方等を、同じ現場で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、新たな一定の問題を支援することが事業者にも義務付けられます。詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。☞

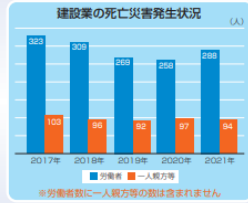
厚生労働省委託事業 令和4年度 建設業の一人親方等に対する安全衛生教育支援事業

**建設現場の災害をなくしましょう！**

建設業における労働災害は、みなさまの積極的かつ地道な努力により長年にわたり着実に減少してきました。しかしながら、建設業における死亡災害は全産業の中で30%を超え、死傷災害は11%超と依然として高い比率を占めています。建設現場においては、労働者の労働災害だけでなく、一人親方等の業務上の災害も非常に多く発生しています。厚生労働省では2014年から一人親方等の死亡災害の発生件数を把握して公表しています。一人親方等については、2017年から2021年の5年間で482人の方が亡くなっています。みなさま一人一人の努力で建設現場の災害をなくしましょう！

\*このインフォグラフィックの「一人親方等」は、一人親方（労働者を使用しない事業を行う者）に加えて中小事業主、役員、家族災害者も含まれます。


**建設業の死亡災害発生状況 (人)**



| 年     | 労働者 | 一人親方等 |
|-------|-----|-------|
| 2017年 | 323 | 103   |
| 2018年 | 308 | 96    |
| 2019年 | 269 | 83    |
| 2020年 | 268 | 87    |
| 2021年 | 288 | 94    |

\*労働者数に一人親方等の数は含まれません。

**きょうもあしたも気をつけて健康と安全が一番だね！**



**2017～2021年の5年間で482人の一人親方等が亡くなっています**

**一人親方死亡災害の半数以上は建築工事で発生**

**建築工事 308人 64%**

- 土木工事 61人 19%
- その他の建設工事 63人 17%
- その他 20人 6%

建築工事の内訳は  
木造敷居組立工事 120人  
鉄骨・鉄筋コンクリート造 61人  
家屋建築工事 127人

**墮落・転落災害から割**

**墮落・転落 297人 62%**

ほかに発生した災害の内訳

- 燃焼・爆発 19人 4%
- 感電 18人 4%
- 感作 17人 3%
- その他 101人 21%

発生した災害の内訳は  
墮落、はしこ、はしこ、はしこ、合掌 89人  
足場 64人  
はしこ等 50人  
その他 84人

**建設業労働災害防止協会（建災防）**



# ○建設職人基本法埼玉県計画HPに掲載するコンテンツ（リンク集）

## 【外国人労働者向け教育教材】

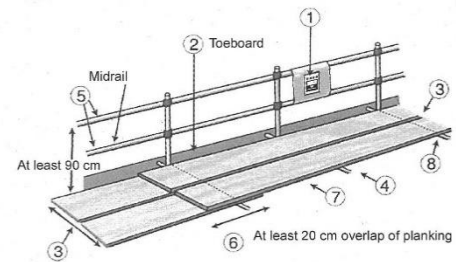
- ・建設業に従事する外国人労働者向け教材〔厚生労働省〕

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10973.html#English](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10973.html#English)

- ・外国人建設就労者のための安全衛生教育教材〔建災防〕

[https://www.kensaibou.or.jp/safe\\_tech/olympic\\_paralympics/languages.html](https://www.kensaibou.or.jp/safe_tech/olympic_paralympics/languages.html)

## II Preventing Accidents due to Falls and Falling Objects II - 1. Working platform



1. Are there signs indicating loading capacity?  
Are loading limits observed?
2. Is there a toeboard? (places where there is a danger of falling)
3. Is the platform at least 40 cm wide?  
Are gaps no more than 3 cm wide?
4. Is the support for the planking no more than 1.8 m long?
5. Is there a sturdy handrail at a height of at least 90 cm?  
Is there a midrail?
6. Do planks overlap each other by at least 20 cm?
7. Is planking supported at at least three points? (in the case of 4-meter long planks)
8. Is planking firmly secured?